

## 金春朋之助安治追跡——幕末・明治の金春八左衛門家——

飯塚恵理人

### 一 はじめに——金春朋之助安治の墓所発見——

金春八左衛門家は、初代の安喜が初代尾張藩主義直に召し出されて以来、尾張藩より扶持(合力米)を得る「御役者」であった。ただ、金春八左衛門家が、他の尾張藩御役者と異なるのは、尾張藩の扶持を受けながら幕府の「金春座」に所属する事である。他の御役者は、尾張藩の公務としての「表御用」と藩主の「御慰能」などの奥御用を勤めて、代々抱の者は切米を受け、一代抱の者は切符銀を受けていた。金春八左衛門は代々尾張藩の扶持を受けながら尾張藩の御役者御用取扱の支配は受けない。但し、尾張藩の能にも出勤する、いわば「二重勤仕」の家柄であった。尾張藩の御役者として尾張藩の『藩士名寄』にも名前が載り、御役者の中では「別格」の扱いを受けている。そして、幕府の金春座の中でも太夫家に次ぐ家格を持ち、八左衛門家以後嗣がない場合は太夫家から入り、逆に太夫家以後嗣がなく、八左衛門家に適当な人物のいる場合は、八左衛門家から入ることがあった。幕末の金春太夫廣成は、九代八左衛門安茂の長男である。本稿で取り扱う第十代八左衛門で、八左衛門家の最後の当主であった朋之助安治(以下「安治」と呼ぶ)は、安茂の次男で廣成の弟にあたる。

この金春八左衛門家の代々について、私は以前から興味を持っており、拙著『近世能楽史の研究』<sup>1)</sup>においても、「金春八左衛門家・林家(金春喜左衛門家)の代々」という章を立てて尾張藩での扱いについて述べている。但し、安治については、柳沢澄の「能楽家忌辰録」<sup>2)</sup>に「金春八左衛門」とし

て明治二十四年七月三十日という命日が記されているが、その真否も、本名も一切不明のままであった。平成十八年一月十二日に、杉並区の如説山修行寺の大給海眞副住職<sup>3)</sup>より、修行寺に金春八左衛門安治という名前の墓があるという筆者宛のメールをいただいた。大給師が、八左衛門についてインターネットで調べていらつしやって、たまたま私のホームページ「恵理人の小屋」からメールを下さったのである。直に大倉流大鼓方寛鈿一師に連絡を取り、翌日東海能楽研究会が催花賞を受賞しての授賞式で寛師・和泉流狂言方佐藤友彦師と上京することに合わせて、三人で修行寺を訪れて確認した。また現金春流宗家金春安明師にご連絡し、安明師が御親戚として墓参された。この経緯については、中日新聞報道芸能部記者長谷義隆氏により「中日新聞」<sup>4)</sup>「東京新聞」<sup>5)</sup>に掲載された。平成十八年七月三十日の金春八左衛門安治の命日には、金春安明師と門下の方が修行寺において百十五年忌の法要<sup>6)</sup>を行った。その後、金春安明師、表章先生より金春八左衛門安治筆の謡本・出演記録など、多くの資料を教えてくださいだったので、激動の幕末から明治維新を生きた金春安治の生涯を記録から辿り、明治維新と能楽との関わりについて考えてみたい。

### 二 金春安治の墓碑

金春八左衛門の屋敷は、市ヶ谷の尾張藩邸のすぐそばにあった。そして修行寺も現在地に移転する前はこの金春八左衛門の家の近くにあったのである。現在修行寺(東京都杉並区堀ノ内3丁目43-27)の墓地の一角に、安治とその妻の墓、一基が残されている。碑文は以下のようなものである。(飯塚注:<sup>1)</sup>内は一部欠字。推定。)

(正面)

深種院浄根日慈居士

從禪院妙定日起大師

満月院妙輝日詠大師

(正面土台)

金春氏

(裏面)

余曾有宿縁深信本化之妙宗者多年於茲

焉今請改他宗一族之法號造立此石塔以

【祈】其冥福也茲誌其意於石裏以告後代使

【子】孫莫廢法誤意云尔

維【時】慶應三丁卯歲秋七月

圓満井座主九代目

金春八左衛門泰安治書

(向つて左側)

深 明治廿四丁卯年七月卅日

従 明治六丁酉年七月廿七日

満 明治十三甲辰年六月廿八日

となる。

碑文を意訳すると、「自分は宿縁があつて、法華の妙宗(日蓮宗)を信じてること多年であつた。そこでいま請願して他宗を信じていた一族の法号を改め、この石塔を造り、その冥福を祈る次第である。そこでその意を石の裏に記して後代の人々に知らせる。子孫が法(日蓮宗)を廢し、私の意を誤解して背くことがないように」となる。墓碑の碑文に記された慶應三年七月は、九代目の金春八左衛門である安茂の死去した月となる。圓満井座は本来は太夫家であり、八左衛門家ではない。しかしながら、これは表章氏が、「安茂の長男広成が金春大夫を嗣ぎ、安茂は本家の財政立直しに奔走せ

ざるを得ない状況であつたため、幕末には大夫家と八左衛門家は事実上一体の有様であつた」と述べておられる通り、八左衛門家が本家と一体であつたことがこの墓石の書き方に反映していると見ることが出来る。問題は、十代目であるはずの安治がなぜ墓石に九代目と記しているのかである。一番自然なのは、安治は父の安茂がこの墓誌を記した形にして、安茂を修行寺に葬るつもりでこの墓石を建てたということだろう。しかし安茂の墓は、金春太夫家・八左衛門家代々の菩提寺である奈良市内の降魔山念仏寺にある。安茂の戒名は宝光院樹蒼禪安茂居士であるが、『金春古伝書集成』に「戒名以下、念仏寺過去帳による。但し歿年は『慶応元年』とあるが、念仏寺墓碑に『慶応三年丁卯歳』とあるに従う。」とある。死去後過去帳に記されるまでに曲折のあつた可能性もあるだろう。安治は安茂のために墓碑を建てたが、それが使用されなかつたため、墓碑の碑文はそのままに自分の墓としたと考えられる。

「深種院浄根日慈居士」は金春八左衛門安治の戒名である。命日は「深明治廿四(一八九一)丁卯年七月卅日」とある。修行寺には過去帳が「過去靈簿」と「年回操出帳」の二種保存されている。そのうち「過去靈簿」は金春八左衛門の部分から主要事項を抜粋すると、

二十四年

法号 深種院浄根日慈【信】(居士)

死者住所 横浜区

族籍 平民

職業 (飯塚注：記載なし)

神奈川県久良岐郡戸田村戸部六百五十一番地

姓名 金春八左衛門

年齢 六十年

病名 胃管狭窄 葬種 火葬

命日 明治二十四年七月三十日午后四時

墓所 境内

施主姓名 金春ナヲ

とある。「年回操出帳」の記述は

明治二十四年

七月三十日

深種院浄根日慈居士 金春八左衛門 事

六十才

である。六十歳は数え年であろうから、満年齢は五十九歳であつたらう。

ここから逆算すると、安治の生年は天保三（一八三二）年であつたと考  
えられる。「從禪院妙定日起大姉」は八左衛門の妻で、「年回操出帳」の記  
述は明治六（一八七三）年の項目に

七月廿七日

從禪院妙定日起大姉

金春八左衛門

四十二才

妻

である。没年齢は四十二歳とあるが、これを数え年として逆算すると生年

は、天保三（一八三二）年となり、八左衛門と同年である。「満月院妙耀日  
詠大姉」は八左衛門の後妻で、「年回操出帳」の記述は明治十三（一八八〇）  
年の項目に、

六月廿八日

満月院妙耀日詠大姉

金春八左衛門

後妻

とある。「耀」の字は墓石では「輝」である。修行寺では現在「満月院妙輝

日詠大姉」としている。

この墓には安治と先妻・後妻が葬られているのだが、実は明治九（一八  
七六）年に安治は二十歳の娘も亡くしている。このことは、「年回操出帳」  
の明治九年の項目に、

五月一日

横浜

法雲妙瀟信女

金春八左衛門

彼地ニテ火葬骨納 廿才 娘

とある。明治維新後、安治は妻・娘に先立たれ、家庭的には不幸であつた  
と言える。

### 三 江戸城における金春朋之助安治の演能記録

江戸城における金春朋之助安治の演能資料としては「触れ流し御能組」  
に載る資料を表章先生より御提供いただいた。全部で十一回だが、これら  
の催しについて、催しの性格と朋之助の勤めた役、催しにおける役割につ  
いて考察したい。

(一) 弘化三（一八四六）年五月十五日 御本丸奥御能

安治は十四歳である。最後の演目の《祝言 岩船》のシテを勤めている。

この演目は、朋之助含めシテ・囃子方の四名が「初而役儀被仰付」であり、  
子供や新メンバーの披露の能という性格が強い。

(二) 嘉永元（一八四八）年十二月十八日 御本丸奥御能

安治は十六歳である。この時も前回の奥御能と同じく、末尾の祝言能の  
半能の《弓八幡》のシテを勤めている。舞台に馴れさせるための比較的軽  
い役と言えるだろう。

(三) 嘉永二（一八四九）年三月二日 公家衆御馳走御能

安治は十七歳である。末尾の祝言能の半能の《岩舟》のシテを勤めている。この演目では朋之助を含む三人が公式の能である「表御用」を初て勤めており、顔見世的な演目であると言える。

(四) 嘉永二(一八四九)年十二月九日 右大将様御婚礼祝賀能 三日目

末尾の祝言能の半能の《岩舟》のシテを勤めている。この演目では「御表初而 三郎四郎孫 威徳多城太郎」と初役のものがおり、一日の演目の中では比較的軽い役と考えてよいだろう。

(五) 嘉永六(一八五三)年四月十五日 西丸御奥能

安治は二十一歳である。《生田》のシテを勤めている。この《生田》はシテの金春朋之助始め脇・大鼓合わせた三人が「西丸初而」であり、顔見世的演目であったといえる。

(六) 嘉永六(一八五三)年十二月九日 將軍宣下祝賀能 三日目

《兼平》のシテを勤めている。この《兼平》については「脇ノ出一段謡。成丈短仕候。シテノ出一セイ前後共一段二仕候。中入前初同之謡済、シテ脇ト懸合之詞除キ、直ニさゞ波や みなれざほと留申候。後シテサシ声ノ留迄ニ而曲舞又キ 実いたわしき物語ト留申候。但間語成丈短仕候」とかなり省略して短くしたと書かれている。但し是は、《兼平》に限らず他の演目についても同様であり、安治が未熟であったための処置とは考えられない。

(七) 嘉永六(一八五三)年十二月十八日 御本丸奥能

父安茂のシテの《通盛》のツレを勤めている。

(八) 安政五(一八五八)年十二月十八日 將軍宣下祝賀能 二日目

安治は二十六歳である。祝言能の半能の《養老》のシテを勤めている。この演目については「祝言 二日目御能組ノ内祝言養老脇之次第一段に仕事。出羽一段惣躰位早メ申候。」と急いで済ませた形であったと記している。

(九) 安政六(一八五九)年二月廿五日 將軍宣下祝賀能 四日目

安治は二十七歳である。「御旗本見物」で《忠度》を勤めている。

(一〇) 万延二(一八六一)年三月廿八日 御移徒済祝賀能 二日目

安治は二十九歳である。祝言能の《養老》の半能のシテを勤めている。この日の能については、全演目とも「位全其外軽減シ、五半過御始り正八時相済。大急ニ御座候。省略は無候。」という状態であったと言う注が書かれている。

(一一) 文久二(一八六二)年二月廿三日 御婚礼済祝賀能 三日目

安治は三十歳である。《国栖》のシテを勤めている。

この十一回を通して、金春座の中では兄の金春太夫、父の八左衛門に続く三番目の扱いを受けているといえる。役は座の「太夫」ではないことと、父・兄に比較して当然若年であるため「祝言能」のシテが多い。

#### 四 南都神事能における金春朋之助の演能記録

大倉流大鼓方大倉三忠師所蔵の『南都両神事能留帳』の記述から、金春朋之助が春日社若宮祭礼能(松之下における立合能と御旅所における後日能)と興福寺新能で勤めた演目を知ることが出来る。春日社若宮祭礼能は旧暦十一月に、興福寺新能は旧暦二月に行われている。朋之助は、(一)弘化四年十一月の春日社若宮祭礼能、(二)弘化五年二月の興福寺新能、(三)安政七年二月の興福寺新能に出動している。この三回の出動での朋之助の役割について確認してゆきたい。

(一) 弘化四(一八四七)丁未年十一月

安治は十五歳である。この年の十一月二十七日の「松の下 金春座金剛座 打込」の立合能において、安治は《弓矢立合》に出ている。《弓矢立合》の立方は、金春太夫(権頭)、金剛一次郎、金春八左衛門、長命鷹之丞、金

春朋之助の五人で、五人の中では一番軽い扱いである。翌日「同廿八日、於御旅所ニ、後日御能」の番組は、《老松》（金春太夫）《経政》（野村禎之助）《六浦》（金春八左衛門）《熊坂》（金剛一次郎）《祝言 呉服》（金春朋之助）《蟹山伏》（茂山千之丞）である。安治は一日の演目の最後に「祝言能」の形で半能の《呉服》のシテを勤めている。金春太夫・金春八左衛門に次ぐ、座内で三番目の地位を与えられており、八左衛門の後継扱いと考えてよい。

(二) 弘化五(一八四八)年二月八日

安治は十六歳である。二月七日に薪能の一日目があり、翌日の八日、二日目に朋之助が《春栄》のシテを勤めている。八日の番組は、《高砂》(川勝権之進) 《春栄》(金春朋之助) 《源氏供養》(金剛一二郎) 《熊坂》(山田左兵衛) 《祝言 竹生嶋》(川勝益太郎) である。この《春栄》のシテは「若者」という設定であり、年輪的に安治にふさわしい役であったと考えられる。二月九日の三日目の「御社。金春座」の番組は、《翁》《左保山》(金春八右衛門 飯塚注:八左衛門の誤記であろう) 《とをる》(金春太夫) 《祝言 狸々》(金春朋之助) 《清水》(山川庄九郎) 《いろは》(茂山千之丞)である。三日目には、《祝言 狸々》のシテを勤めている。《狸々》は元から半能形式であるから、小書のない通常の《狸々》であったろう。この日金春座は、この後、門に移動し、門において、《熊野》(金春朋之助)《烏頭》(松村重蔵) 《祝言 岩舟》(藤村茂吉) 《いくい》(茂山千之丞)を勤めている。《熊野》のシテも設定は若い女性なのでふさわしいと考えられたのだろう。一日に二番勤めていること、《熊野》のようにかなり長いシテ台詞を担当する曲を勤めていることなど勘案すると、次世代の太夫としてかなりの訓練を受けていたと考えられる。二月十三日の七日目には《船弁慶》のシテを勤めている。

(三) 安政七(一八六〇)年申二月新御能

安治は二十八歳である。この年の金春座・金剛座の新御能は雨に祟られた。「七日雨天二付、八日相勤ル。初日。」とある。初日の予定番組は、《高砂》(金春太夫) 《籠》(加藤亀太郎) 《楊貴肥》(金春朋之助) 《芦刈》(川勝喜代吉) 《祝言 呉服》(吉川松之助) 《末廣がり》(茂山忠三郎)であったのだが、「芝しるき二付、二番目《籠》ニテ御免」となり、安治の《楊貴肥》は演じられなかった。翌九日の番組は《蟻通》(川勝喜代治) 《楊貴肥》(金春朋之助) 《羽衣》(野村久馬蔵) 《融》(武部恒次郎) 《祝言 嵐山》(加藤亀太郎) 《福の神》(山川庄九郎)となっている。安治の《楊貴肥》は、前日出来なかったので演目を据え置いたものである。三日目は「十日、十一日、雨天二付、十二日相勤ル」という形だったが、御社で《翁》《老松 紅梅天女彩色働》(金春朋之助)と、安治は《翁》付脇能というその日の一番メインとなる演目を勤めた。これに続く演目は《弁筒》(金春太夫) 《狸々》(松田熊次郎) 《文蔵》(茂山吉次郎) 《伊文字》(山川助三郎)となる。「夜二入、狸々舞上ヨリ御免ナル」と、《狸々》は最後まで出来なかった。十三日の夜、金春座は門で行ったが、この番組は、《藤戸》(金春太夫) 《望月》(金春朋之助) 《祝言 竹生嶋》(金春錠次郎) 《宗輪》(飯塚注:《宗論》の誤記か) (藤田米次郎)となり、安治は大曲の《望月》を勤めている。安政七年には、一座において、金春太夫に次ぐ地位を確保しており、また祝言能など年少のもの役は弟の錠次郎が勤めるようになっていたと考ええてよいだろう。

##### 五 金春安治に関する幕府・尾張藩関係資料

金春安治の幕府における待遇に関する資料は多くはないものの、内閣文庫の「猿楽者分限短冊」<sup>12)</sup>に

安政六(一八五九)末年八月廿七日

【欠字】御付

祖父 八左衛門  
父 八左衛門

地方百五拾石 大和国高市郡之内 本国大和

朋之助事

御扶持方拾式人

生国武藏

金春八左衛門

御暇之節白銀拾枚被下

子二三拾四歳

拝領屋敷浅草新旅籠町

とある。「子」は元治元(一八六四)年である。墓碑の逆算から考えると、安治は元治元年は数えで三十三歳、実年齢三十二歳のはずで、年齢が一歳合わない。しかし、届け年齢は実年齢よりも若干早い場合があり、これもそのような例と考えたい。安政六(一八五九)末年八月二十七日から幕府より「地方百五拾石 大和国高市郡之内」と領地を得ており、それ以外に十二人分の扶持を得ていた。尾張藩の記録としては徳川林政史研究所所蔵の尾張藩『藩士名寄』<sup>[13]</sup>に、

八左衛門悴

金春 朋之助

文久二(一八六二)戊十二月 八左衛門

一 安政六(一八五九)年末九月廿一日、今度家督二付、父八左

衛門并金春太夫願之通、御合力米式百石代被下置候

と載る。家督後は合力米二百石を得ていた。安治が幕府で家督を認められるのは安政六年八月二十七日で、尾張藩で認められるのは九月二十一日であるから、約一ヶ月のずれがある。尾張藩としては、金春八左衛門については、「幕府の役者に対して合力米を与える」と言う扱いであったろう。幕府・尾張藩の両方の勤めをする代わりに両方から扶持を得ており、能楽師としてはかなり厚遇されていたと考えてよいだろう。

## 六 金春宗家所蔵 金春安治筆謄本

金春宗家には、奥書に「安治」の署名が入り安治筆と考えられる謄本が九冊ある。これを年代順に上げると以下のようになる。安治は天保三(一八三二)年生と考えられるので、十一歳から十七歳までに自分の稽古のために書いた謄本であると考えられる。『小督』『安宅』には「安治」の署名をなぞって「安信」と直している。「安治」を一時、「安信」と改名した時期があったかも知れない。これを書写年の順に挙げると、

(一)『小督』(表紙)小督 五札之内 【安治】(安信)

(奥書)天保十四(一八四三)年卯八月五日 金春【安治】(安信) 安(花押)

(二)『玉葛』(表紙)玉葛 五札之内 安治

(奥書)天保十五(一八四四)年二月吉日 金春安治(花押)

(三)『船弁慶』(表紙)船弁慶 五札之内 安治

(奥書)天保十五(一八四四)年三月吉日 安治(花押)

(四)『芦刈』(表紙)芦刈 五札之内 一 安治

(奥書)天保十五(一八四四)年辰五月吉日 仲ノ町金春安治(花押)

(五)『吉野静』(表紙)謄本 吉野静 一札 安治 印

(奥書)弘化三(一八四六)丙午年霜月吉祥日安治筆也

(六)『淡路』(表紙)謄本 淡路 一札 安治 印二十六印

(奥書)弘化四(一八四七)丁年 未秋月吉祥日 安治書也

(七)『谷行』(表紙)謄本 谷行 一札 安治 三十二

(奥書)弘化四(一八四七)末年丁九月十五日書上ル安治書也

(八)『春栄』(表紙)謄本 春栄 一札 安治 印十三印

(奥書)弘化四(一八四七)年末十月十四日認め置成 金春

(九)『安宅』(表紙)謡本 安宅 一札 【安治】(安信) 二十九  
(奥書)嘉永二(一八四九)酉年五月廿七日認上ル 筆也

となる。なお、金春安茂の男子は長男が金春太夫となった廣成、次男が安治で、三男が錠次郎である。鴻山文庫にはこの金春錠次郎筆の三十三番の謡本が所蔵されている。『鴻山文庫本の研究』に「万延元年金春錠次郎筆『流外物謡本』」として載る。表章氏の解説を引用すると、「末に『父金春数衛 泰安茂三男 金春錠次郎 泰安通所持 萬延元サル初秋』と識語があり、素姓が明らかかな本である。即ち本書は、金春八左衛門家の九世安茂の三男(大夫広成の弟)の金春錠次郎安通が、自家の公式演能曲目百三十番の以外の三十三番を集めた本である。」となる。この謡本の存在によつて、錠次郎の名が「安通」であることは知られていた。二男「安治」の名前は通称の朋之助と併記された資料がなかったため、今回の墓碑の発見まで知られることがなかったのである。

#### 七 明治維新前後の金春座

幕末、金春座には何人の役者が所属していたのだろうか。「幕末能役者分限調 慶応二年(一八六六)調」(以下本稿では「慶応二年能役者分限帳」とする)には金春座として四十人の名前を載せる。これを挙げると、

- 太夫(四名) 金春太夫 金春八郎 大蔵兼太郎 金春八左衛門
- 連(二名) 春日吉三郎 金春清蔵
- 脇(一名) 春藤六右衛門
- 笛(四名) 笹井万之丞 長命龍太郎 大蔵助右衛門 大蔵助之丞
- 小鼓(四名) 幸五郎次郎 大倉六蔵 大倉喜太郎 大倉利三郎
- 大鼓(二名) 金春錦蔵 黒川鏡三郎
- 太鼓(三名) 金春惣次郎 金春又次郎 金春鈴太郎

狂言(四名) 大蔵千太郎 大蔵又市 宮野孫左衛門 小林傳次郎  
地謡(十二名) 金春六之丞 長命源太郎 金春平五郎 大蔵市之丞  
奥村熊之助 吉川小右衛門 藤村源左衛門 中村平蔵 大蔵甚之丞  
幸王傳兵衛 松村清之進 斎田彌之助

年頭(四名) 中村六兵衛 彌石庄八郎 長命甚之助 幸玉金十郎  
となる。明治維新を迎え、彼らは禄を失うが、その際、政府は旧幕府の能楽師の「正業」への転業を推奨した。『梅若実日記』の明治五年三月十二日の項には、三月二十一日から晴天十日間の能興行をするために東京府に出した書類の控えが載る。ここには、「元能役者共是迄御扶助米被下置候処今般御暇被仰付厚御手当をモ被下置候付追々渡世向心懸可申ト奉存候得共從來之家業相廃止差向当惑仕候間年来習稽之能謡を以取続申度」と、本来ならば「渡世向」を考えなければならないのだが、従来の家業を止めて今現在困っているのので、年来習ってきた能・謡で生活したいと述べている。能については「転業」して「廃業」することが、役所の指導であることを前提とした書き方と言える。『梅若実日記』の明治四年五月の項の挿入紙には、明治五年六月の記事として、徳川慶喜について静岡に移住した能楽師が他業につかざる能興行をしていることについて咎める記事を載せる。これを引用すると、

明治五午年  
勤番組之頭江

元能役者共此地江移住相願御聞届ニ相成候ハ猿樂能業前ニ付御聞届ニ相成候義ニハ無是。能御用ハ以後無之事ニ付三十郎始名々文武之内可心掛所移住後モ於寺院等ニ而能囃子等時々相催候哉ニ相聞不都合之事ニ候間頭支配より篤卜可為申談置之事。

六月

となる。静岡への移転を認めたが、猿楽能の技で認めたわけではない。能の御用はこれからないので、観世清孝以下みな「文武の内」で正業を考えなければならぬのに寺院で能囃子等を催しているということだが、「不都合」なので嚴重に注意するようにという内容である。明治五年段階では、東京に残つても、静岡に移住しても、公的には能楽をやめて他の職業に就くよう指導していた。一方、『梅若実日記』の前掲の催しの華族宛案内状に、「去迎幼年より家芸之外諸事不相弁者故迎モ外渡世モ出来不申。且ハ祖先江対シ候而モ弥謡舞之道ヲ以生計相立居度奉存候ニ付」とあり、実際に転業するのに良い職が見つからず、出来れば能楽で生活したいと言う希望を持っているものもいた。

「明治八年には、能役者も「芸人」として課税されている。この「明治八年本府布達」を引用すると、

第二号

市在各区

区长

戸長

俳優人ヲ始別紙〔抄記〕營業之者、本年ヨリ賦金上納申付候間、各区限り無遺漏人員取調、集金之末、月々二十五日出納課江可相納、此旨相達候事。

明治八年一月八日

東京府知事 大久保一翁

一、俳優人

上等老人二付月々 金五円

中等老人二付月々 金貳円五拾銭

下等老人二付月々 金壹円

一、音曲諸芸師

月々 金五拾銭

一、軍談并義太夫、其外寄セ出稼之者

上等老人二付月々 金五拾銭

中等老人二付月々 金廿五銭

となる。能楽師はこの分類によれば、「音曲諸芸師」となる。月々五十銭は俳優の下の半額であり、税金として高い部類ではなかったろう。この「課税」によつて、「芸」で生活するため税金を納める「玄人」が営業をしない「素人」との区別が出来た。明治八年には『諸芸人名録』が発行されるが、これはこの税金を納めたものがのつていと考えてよいだろう。これを見ると「金春流」(シテ方以外に、ワキ・囃子・狂言を含む)はわずか十四人にまで減少している。これを挙げると、

○金春流

大和奈良住 金春八郎

仕手方

神奈川県横浜住 金春八左衛門

四ツ谷坂町 春日吉三郎

糀町 金春磯吉

脇

糀町 春藤六右衛門

笛

駿州静岡 笹井万之丞

小鼓

大和奈良住 幸五郎一郎

芝愛宕下町 大倉六蔵

築地二丁目 大倉利三郎

大鼓

善国寺谷 金春錦蔵

太鼓



下谷稻荷町 金春鎔之助

麻布市兵衛町 田中金三郎

狂言

大和奈良住 大蔵千太郎

箱崎町山内邸内 小林傳次郎

となる。約十年前の「慶応二年能役者分限帳」に載るのが四十人であったことを考えると半分以下に減っている。あとの人々は能を「家業」としてはいないが、これは「正業」への転業奨励が一定の効果を挙げていると考へることも出来る。残った人は、「正業」が見つからず、能楽の師匠以外の生活の道がない、ある意味不器用な人であったとも言える。いずれの人に ついても「師匠」として謡曲を教えることは出来たものの、能を演じる機 会は非常に少なかったと考えられる。春藤六兵衛が生活苦から娘を売り、 その取り戻しに安治が奔走しているという記事が明治八年六月二十六日の 「横浜毎日新聞」に載る。これを引用すると、「加様に候者は、東京五番町 に住ぶ猿樂師春藤六兵衛が娘すふにて候。偕も父なる春藤は近頃たつきの 道に迫り、去年の秋、妾を西河岸の船宿と旅宿を渡世とする平野金三郎の 養女として養育金三十円を収めしに、養ひの家尊伊呂登道に背きし癖事を 勧め候程に、是より伯父の家を尋ね横浜に参らばやと思ひ候。」とあり、す ぶは安治の姪にあたると記されている。すふは、「すふの云ふやう、去年の 秋、養女とは露知らず親のまに、彼家に移り、一時雇ひの心なりしが、 生涯金に買はれしと始めて聞きてうら悲しく、二八に足らぬ此身をも、同し 此家の養女なるあさと云へる十九年の姉娘と等しく、檀那をとれの客と寝 るのと迫るに最も堪へ難く、「逃げてきたと事情を話したところ、安治が「直 ちに東京に出府して養家金三郎の方に到り、三十円を返金に及ぶ間、」と交 渉したとする。しかし、養父は「是非と云ふなら飯料諸入費々高を算用し

て式百弍円十二錢五厘、耳を揃へて並へたなら返すまい物でもない」と言 い、またすふが家出したときに金九円五十錢持ち逃げしたと警保屯所に訴 えたと記す。このすふの一件がどのように解決されたのかについてはわか らないが、当時能楽師が困窮していたことと安治が親族から頼りにされる 存在であったことは伺われる。

明治十年を過ぎる頃から、東京の能楽界も徐々に落ち着きを取り戻し、 金春流の能も行われるようになってきた。明治十二年十二月十日の「郵便 報知」の「告知」には「十二月十四日午前八時始 宇田川町金剛宅能納 頼政(桜間伴馬)」と、熊本の桜間伴馬が上京して金剛舞台に出演すること を記す。また明治十五年一月十二日の「京都新報」には、「金春流の能師に 有名なる金春広長(飯塚注:廣成の誤り)氏は、今度、東京より御用召にて 東上するに付、不日、大阪府下の能師を集め留別宴を開延する由。」と金春 廣成の上京を伝える。明治十五年五月十一日付「東京日日新聞」には「五 月十四日 芝公園楓山於能樂堂 午前九時始 晴雨共 能組 催 金春広 成」と廣成主催の能が行われていることから、この時期から廣成は東京を 本拠に活動を始めたと考えてよい。この催しでは桜間伴馬が「邯鄲 盤渉」、 金春廣成が「熊野 三段之舞」を舞っている。安治の名は新聞には見られ ない。安治が番組に載るのは、明治二十一年一月十日の「東京日日新聞」 で、「二十一日(午前八時始)にて芝能樂堂にて同興行あり、能組は、弓 矢立合 開口 三笠風流(八右衛門(金春八左衛門の誤記)、六右衛門、東 二郎、此は奈良春日若宮祭典の節、大鳥居影向松の下に於て勤めたる式に 倣ふと云ふ)」という記事となる。

金春宗家蔵「諸用留」第二号・三号(一号散逸)は、明治十九年から二十 五年までの金春廣成の書留で、役所への届出と番組の控が平行して記され ている。この資料に安治の出勤が六回分記されている。表章先生より、安

治出演の部分のコピーをいただいたので、そこから紹介させていただきたい。

(一) 明治二十二年己丑五月一日 行啓能

「両皇后様芝能楽堂江行啓被為在御能被仰付候事」という行啓能の記事で、桜間伴馬が能の《野守》、金春廣成が仕舞の《善知鳥》と一調の《橋弁慶》を勤めている。この書類には当日の地割として「野守 後見地 後見 廣成 同 平蔵 地 八左衛門 地 平五郎 地 武三 地 礪吉 地 安教 地 奉道 地 溝口 地 白井 御仕舞地 八左衛門 平五郎 礪吉 一調助吟 伴馬老人」と記されている。安治は地の筆頭に記されることから、地頭であったと考えられる。この番組の金春流の出演者の中では、能のシテの伴馬、仕舞と一調を勤めた廣成に継ぐ三番目の地位であったと考えてよいだろう。

(二) 明治二十二年己丑五月十八日 日本音楽会

「東京内山下町鹿鳴館ニおゐて日本音楽会 演奏曲有之能楽老番加入相勤申段事」というもので、廣成が《融》の舞囃子を勤めている。地として「金春八左衛門 桜間伴馬 竹田平五郎」とあり、地頭を勤めたと考えられる。

(三) 明治二十二年己丑十一月二十八日 行啓能

「芝能楽堂江両皇后様行啓被為在御能被仰付」という催しで、金春流は桜間伴馬が能の《鴈》を、金春廣成が仕舞の《源氏供養》を勤めている。能の《鴈》については、「地 廣成 八左衛門 安教 礪吉 奉道 源八郎 笑左衛門 賢輔 後見 三八 要太郎」である。「御仕舞地」は八左衛門 安教 礪吉」と記されている。地謡に廣成が入ると安治が副地頭になることから、伴馬・廣成に次ぐ三番目としての位置であると言える。

(四) 明治二十三年庚寅四月八日 青山御所御能

「於青山御所ニ御能被仰付候事」で、金春廣成の《乱》が出ている。この部分については金春廣成の提出した金春流関係の人数書の控えが記されている。ここには姓が記されており、参考になる。「人数書 シテ 金春廣成 後見 桜間三八 同 調所笑左衛門 地 金春八左衛門 同 金春武三 同 桜間伴馬 同 大藏安教 同 金春礪吉 同 大谷奉道 同 渡辺源八郎 同 村中徳寿 働キ 大谷寛治 合拾式人 右之通ニ御坐候也 四月 金春廣成」となる。この催しは他流の人も出演していたが、シテ方の家元が人数書を提出して出演料を受け取る形となっていたものだろう。

(五) 明治二十三年庚寅六月二十九日 増見仙太郎催

「芝能楽堂ニテ増見仙太郎催有之候尤自身催之事」である。金春廣成の囃子の《三輪》と桜間伴馬の《鶉飼》、そして金春八左衛門安治の祝言能の《絃上》である。このときの催しは「尤自身催」とあるように実質的に廣成企画の催しであり、それゆえ廣成、桜間伴馬、安治と三人立方で舞うことが出来たものだろう。人数については、「人数 金春廣成 金春八左衛門 桜間伴馬 大藏安教 金春礪吉 大谷奉道 村中徳寿 後見 桜間三八 調所笑左衛門 九人」と金春流として九人の出勤だった。

(六) 明治二十三年庚寅十二月十三日 行啓能

「於能楽堂行啓御能被仰付候御事」という記事で、金春廣成の《項羽》が出た。このときの金春流の人数については「人数書 宝生へ差出す シテ 金春廣成 ツレ 桜間三八 地 金春八左衛門 地 金春武三 地 桜間伴馬 地 大藏安教 地 金春礪吉 地 渡辺源八郎 地 村中徳寿 地 調所笑左衛門 後見 大谷奉道 後見 太田要太郎 御仕舞 錦 木地 金春八左衛門 金春武三 大藏安教」とある。人数書を宝生へ差し出すとあるから、能役者側の窓口は宝生流が勤めたのだろう。この人数書

が「諸用留」の金春安治に関する最後の記述となる。亡くなる一年前であり、その後体調を崩したものであろう。

### 八 まとめ

幕末、金春八左衛門安治は、金春座において、父安茂、兄廣成に次ぐ三番目の地位にいた。金春座のみの催しも多かったため、舞う機会も比較的多くあったと考えられる。明治維新後、金春座は事実上崩壊したが、明治十二年に桜間伴馬・明治十五年に金春廣成が上京し、金春流の能も少しずつ行われるようになった。能楽師の序列は、幕府の金春座の序列とは異なり、桜間伴馬・金春廣成・金春八左衛門という形となり、金春流のみの催しが少なかったたので舞う機会は余りなかった。芸事上の後嗣を得ることなく亡くなったが、明治維新から明治二十年ごろまでの能楽衰亡期に芸事を捨てず、横浜での謡曲普及や、金春廣成の地頭を勤めるなど、陰で金春流を支えた能楽界の恩人の一人であると評価できるだろう。

### 〔注〕

- 1 『近世能楽史の研究』 拙著 雄山閣出版 平成十一年二月発行 五八―八九頁
- 2 「能楽家忌辰録 明治元年―明治三十五年」 柳沢澄 「謡曲界」 昭和十四年十月号 一五七頁
- 3 「金春八左衛門安治一族の墓碑再発見の経緯について」 大給海眞 平成十八年七月三十日 金春八左衛門百十五回忌記念法要パンフレット
- 4 「中日新聞」 平成十八年二月十八日 朝刊三三三頁
- 5 「東京新聞」 平成十八年二月二十五日 夕刊 名流
- 6 「中日新聞」 平成十八年八月七日 夕刊十面
- 7 「東京都新宿区修行寺跡―(仮称)富久町マンション新築工事に伴う緊急発掘調査報告書―」 新宿区修行寺跡調査団編集 株式会社エステートプロジェクト・新宿区修行寺跡調査団 平成四年三月発行 二六頁 第48回 幕末期の修行寺周辺

- 8 『金春古伝書集成』 表章 伊藤正義校注 わんや書店 昭和四四年五月発行 三九頁
- 9 『金春古伝書集成』 注8 六三―一頁 (注記番号三五)
- 10 「触れ流し御能組」 法政大学鴻山文庫所蔵影写本。表章先生にいただいたコピーによる。
- 11 『南都両神事能資料集』所収 大森雅子編 おうふう 平成七年十月発行 三一―五―二八頁、三五―二―三五四頁
- 12 「猿楽者分限短冊」 国立公文書館内閣文庫蔵
- 13 注1 七三頁
- 14 『鴻山文庫本の研究―謡本の部―』 表章著 わんや書店 昭和四十年三月発行 一〇四―一〇五頁
- 15 「幕末能役者分限調(「金春座」は「能楽」第十六号・第十七号に載る。」「能楽」第十六号 能楽館 明治三六年九月発行 二五―二九頁 「能楽」第十七号 能楽館 明治三六年十一月発行 二五―二八頁
- 16 『梅若実日記』 第二巻 梅若実著 梅若実日記刊行会編 八木書店 平成十四年四月発行 三五七―三五八頁
- 17 注16 三〇一頁
- 18 注16 三六一頁
- 19 『明治の能楽(一)』 倉田喜弘編著 国立能楽堂調査養成課編集 日本芸術文化振興会 平成六年三月発行 五三―五四頁
- 20 『諸芸人名録』 東園堂主人書 書林 丸屋善八 須原屋伊八 有隣堂篤太郎 大和屋喜兵衛 村上勘兵衛 和泉屋市兵衛 出雲寺萬次郎 須原屋茂兵衛 東京尾張町 西村組梓 官許 明治八年十月新刻 (「能狂言師 ○金春流」の項目)
- 21 注19 五九―六一頁
- 22 注19 一一八頁
- 23 注19 一九八頁
- 24 注19 二二一頁
- 25 『明治の能楽(二)』 倉田喜弘編著 国立能楽堂調査養成課編集 日本芸術文化振興会 平成七年三月発行 三頁
- 26 「諸用留」 金春宗家所蔵

〔補記〕金春八左衛門の墓所について教えて頂き、過去帳など大変貴重な資料の閲覧・調査を御許可下さいました修行寺住職大給真雄師、副住職大給海眞師に心より

感謝申し上げます。また、金春安治筆の謡本などの資料を教えてくださいましたシテ方金春流宗家金春安明師、上演記録等多くの資料を提供頂きました表章先生に心より感謝致します。また明治の資料について教えてくださいました大倉流大鼓方寛敏一師、和泉流狂言方佐藤友彦師、中日新聞社記者長谷義隆氏に心より感謝申し上げます。

げます。本稿は平成十八年度学術研究振興基金(日本私立学校振興・共済事業団)による成果の一部となります。

(いづか えりと 梶山女学園大学文化情報学部 准教授)

【資料】金春八左衛門安治の事績

元号	年	西暦	月	日	年齢	事柄	典拠	備考
天保	三	一八三二			0	誕生	修行寺墓碑	逆算
天保	一四	一八四三	八	五	11	《小督》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
天保	一五	一八四四	二		12	《玉葛》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
天保	一五	一八四四	三		12	《船弁慶》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
天保	一五	一八四四	五		12	《芦刈》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
弘化	三	一八四六	五	一五	14	御本丸奥御能《祝言 岩船》奥御能初役	触れ流し御能組	「初而役儀被仰付」
弘化	三	一八四六	一		14	《吉野静》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
弘化	四	一八四七			15	《淡路》謡本 奥書 秋月吉祥日	金春宗家所蔵謡本	
弘化	四	一八四七	九	一五	15	《谷行》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
弘化	四	一八四七	一〇	一四	15	《春栄》謡本 奥書	金春宗家所蔵謡本	
弘化	四	一八四七	一	二七	15	南都・松の下《弓矢立合》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P315
弘化	四	一八四七	一	二八	15	南都・御旅所《祝言 呉服》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P316
弘化	五	一八四八	二	八	16	南都・薪能《春栄》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P317
弘化	五	一八四八	二	九	16	南都・御社《祝言 狸々》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P317
弘化	五	一八四八	二	九	16	南都・門《熊野》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P317
弘化	五	一八四八	二	一三	16	南都・《船弁慶》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/P318
嘉永	元	一八四八	二	一八	16	御本丸奥御能《祝言 弓八幡》	触れ流し御能組	
嘉永	二	一八四九	三	二	17	公家衆御馳走御能《祝言 岩船》表御能初役	触れ流し御能組	

嘉永二	一八四九	五二七	17	《安宅》謠本	金春宗家所蔵謠本	
嘉永二	一八四九	一一九	17	右大将様御婚札祝賀能 三日目《祝言 岩船》	触れ流し御能組	
嘉永六	一八五三	四一五	21	西丸御奥能《生田》西丸初役	触れ流し御能組	
嘉永六	一八五三	一一九	21	將軍宣下祝賀能 三日目《兼平》	触れ流し御能組	
嘉永六	一八五三	一一八	21	御本丸奥能《通盛》ソレ	触れ流し御能組	
安政五	一八五八	一一一八	26	將軍宣下祝賀能 二日目《祝言 養老》	触れ流し御能組	
安政六	一八五九	二二五	27	將軍宣下祝賀能 四日目《忠度》	触れ流し御能組	
安政六	一八五九	八二七	27	父・金春安茂隠居	藩士名寄(林)	
安政六	一八五九	八二七	27	家督相統(幕府)。地方百五十石・御扶持方拾式人	猿樂者分限短冊	内閣文庫所蔵
安政六	一八五九	九二一	27	家督相統。合力米二百石を得る	藩士名寄(林)	
安政七	一八六〇	二二九	28	南都・《楊貴妃》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/2352
安政七	一八六〇	二二二	28	南都・御社《翁》《老松 紅梅天女彩色働》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/2353
安政七	一八六〇	二二三	28	南都・門《望月》	南都両神事能留帳	南都両神事能資料集/2354
万延二	一八六一	三二八	29	御移徒済祝賀能 初日《祝言 養老》	触れ流し御能組	
文久二	一八六二	二二三	30	御婚礼済祝賀能 三日日《国栖》	触れ流し御能組	
慶応二	一八六六		34	「慶応二年能役者分限調」に金春座40人	能楽16号・17号	
慶応三	一八六七	七六	35	父・金春安茂死去。宝光院樹蒼禪奏安茂居士	念仏寺金春安茂墓碑	金春古伝書集成/617
慶応三	一八六七	七	35	修行寺金春安治墓碑建造	修行寺墓碑	
明治元	一八六八	八一三	36	「金春太夫ハ朝臣相願先達相済」。八左衛門「知行所如本戴由」	梅若実日記M1・8・13	
明治六	一八七三	七二七	41	妻死去。從禪院妙定日起大姉。享年42歳(数え年)。	年回操出帳(修行寺所蔵)	
明治八	一八七五	一八	43	能役者課税	明治八年本府布達	明治の能楽(一)
明治八	一八七五	六二六	43	春藤六兵衛が娘のすふを売ったときに取り戻しに奔走	横浜毎日	明治の能楽(二)
明治八	一八七五	一〇	43	『諸芸人名録』に「金春流 仕手方 横浜住」	諸芸人名録	
明治九	一八七六	五一	44	娘死去。法雲妙瀟信女。享年20歳(数え年)。	年回操出帳(修行寺所蔵)	

明治二二	一八七九	二二一四	47	桜間伴馬宇田川町金剛舞台に出勤	郵便報知12・10	明治の能楽(一)
明治二三	一八八〇	六二八	48	後妻死去。満月院妙輝日詠大姉	年回操出帳(修行寺所蔵)	
明治一五	一八八二	一一二	50	金春廣成、上京の予定あり	京都新報1・12	明治の能楽(一)
明治二二	一八八八	一一二	56	芝能楽堂にて《弓矢立合》を勤める	東京日日1・10	明治の能楽(二)
明治二二	一八八九	五一	57	芝能楽堂行啓能《野守》(桜間伴馬)地頭	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二二	一八八九	五一八	57	鹿鳴館日本音楽会 囃子《融》(金春廣成)地頭	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二二	一八八九	一一二八	57	芝能楽堂行啓能《鶴》(桜間伴馬)副地頭	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二三	一八九〇	四八	58	青山御所御能《乱》(金春廣成)地頭	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二三	一八九〇	六二九	58	芝能楽堂増見仙太郎催《祝言 絃上》	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二三	一八九〇	二二一三	58	能楽堂行啓能《項羽》(金春廣成)地頭	諸用留(金春宗家所蔵)	
明治二四	一八九一	七三〇	59	胃管狭穉のため午後四時死去。喪主は金春ナヲ	過去靈簿(修行寺)	

\*役名を断っていないものは全てシテ